

裁判員経験者の意見交換会

- 1 日時 令和元年10月28日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 家 令 和 典（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 三 上 潤（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 松 居 徹 郎（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 溝 端 寛 幸（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 古 泉 伸 彦（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 小 林 英 晃（東京弁護士会所属）
弁護士 橋 真理夫（第一東京弁護士会所属）
弁護士 山 本 哲 一（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

今日進行いたします刑事第13部の裁判官の家令でございます。よろしく
お願いいたします。参加者としては、検察庁からは松居副部長にお越しいた
だいております。弁護士会からは小林弁護士にお越しただいております。
また、オブザーバーとして、裁判所からは三上裁判官、検察庁からは溝端検
事と古泉検事、弁護士会からは橋弁護士と山本弁護士にお越しただいてお
ります。

では、話を進めていこうと思いますが、まず、私の方で御参加になった事
件の概要をごく簡単に御紹介した後、今回の裁判員裁判に参加してどうい
う意義を感じたのか、どういう点がよかったのか、逆にどういう点が大変だ
ったのか、どういう点について、問題点を感じたのか、ということをも
まず番号順にお話しいただきます。

その次に検察官の訴訟活動全般についてどういう点がよくて、どういう点に問題があったと感じているのかというようなこととお話しいただき、次に弁護人の活動、最後に、裁判官と議論をする評議の場面において十分に意見を言えたのかとか、それとも、もうちょっとこういうやり方があったんじゃないとか、そういう形で裁判所に対する御意見も伺おうというふうに考えております。

では、まず、1番さんの事件は、強盗・強姦性交等ということで、判決までに4日間掛かっていると思います。争点は量刑で、審理の内容は、証拠調べ、書証等を調べた後は被告人質問のみという内容でした。

それで、事案の中身は、被告人が女性をホテルの一室に招き入れて、手足を縛った上で、被害者を姦淫した後、一旦渡した現金を奪ったということ、更にその後、もう一度面会を求めて強要しようとしたけれども、結局、被害者が警察官に届け出たため未遂に終わったと、こういう事案でございました。

それでは、1番さんの方で今回の裁判に関与して意義があったと思われる点、それから大変だった、若しくはこういうところに問題があったと思われる点があったらお話しいただければと思います。

1番

私は裁判員を初めて経験しました。そして、前もっての御説明はなかったのですが、こういう形で裁判が行われ、採決がされていくということを目の当たりにしまして、非常に、報道で伝えられることのみではないことが分かって、社会人の一員として、大勢の立場の人が同じことについて、本当に真剣に考え、結論を出していくということについては大変意義を感じました。

司会者

この辺が大変だったとか、制度の運営全体を含めて何かここはもうちょっとこうの方がよかったんじゃないとか、そのようなところはありましたか。

1 番

むしろ本来でしたら、こういう制度がないときは、いわゆる専門のお立場でいらっしゃる方々の中で事が進んでいくことでしょうけれども、一般人である私たちが入ることによって、より御説明であったり段階を踏むことにたくさんのお手間を掛けていて、説明も大変丁寧でしたし、そのこと自体は大変な煩雑なお仕事を増やしているのかなという気持ちはしましたけれども、むしろ問題点というよりも、こうやって経験していくことで私どもはそれぞれが感じることとかを、また思いを新たにすることができることは、問題というよりもいいことのように私は思いました。

司会者

どうもありがとうございます。次は、2番さんの事件は強盗致傷・強盗なんですけれども、要するに下着強盗なんですね。被告人が、女性を路上で襲ってショーツとかパンツを奪ったと。そして最後の事件において被害者に加療約1週間を要するけがを負わせたということで、これが強盗致傷で起訴されたという事案であります。実日数は3日間、争点は量刑で、情状証人としてお父さんが出てきていたと。言い渡しは懲役6年だったということだと思います。この件については、2番さん、4番さんが御参加されておりました。ということで、2番さん、4番さんの順番で、同じ事件ですので、参加されて感じられた意義とか、あと感じられた問題点についてお話しいただければと思います。では、まず2番さんからお願いします。

2 番

知識としては、裁判が行われて、罪を犯した被告人が刑務所に入る、刑を終えるため何年の量刑かということは分かっていたんですけれども、いざ目の前に罪を犯した被告人がいて、この人を何年社会と離れたところで刑務所に入ってもらう、何年というところを私もそれを決めるんだというその判断の重さというものを、いざ裁判員になったときに、裁判員の義務として、人

の人生を大きく変えることに参加していかななくてはいけないというところで重さもあったんですけれども、真摯に向き合っていかなければいけないというふうに、その参加することの意義、人の人生を変えることを決めていくんだということが、この裁判員制度の趣旨なんだなということを肌で強く感じました。

特に問題点というのは感じなかったんですけれども、やはり裁判官の方々がすごく市民目線に一生懸命下りてこようとしてくださって、私たちに分かりやすい言葉で話そうとしてくださっている、そのことが一番この裁判員制度の重要なことなのかもしれないと思いました。

司会者

どうもありがとうございます。同じ事件ということですので、4番さんに御発言いただきます。お願いいたします。

4番

参加する前は、裁判員制度というのはすごく遠い存在で、難しい、はるかかなたの話なのかなと思っていたんですけれども、実際に参加して、人の人生を決めるという大事な局面を何度も感じまして、この制度の重要性を感じたのと、多分同じように思っている市民の方がいっぱいいると思うので、もっと身近に感じられるような告知などをしっかりしていくべきではないかなと思いました。実際に参加すると、とても分かりやすく、思っていた以上にやはり参加してよかった、人生のすごくいい経験になったなと今振り返ってもとても思っているのも、もうちょっとそういう制度なんだということをしっかり伝えていくべきじゃないかなと思っています。

問題点に関しては、私は小さな子供がいるんですけれども、託児所などに預けられるというふうに事前に聞いていたんですけれども、預けるのが4日間でもとても大変でした。どうしても参加したかったので工面したんですけれども、そういうシステムをもうちょっと優遇していただけると、主婦とか子

供が小さい方もより参加して、いい制度になっていくんじゃないかなと思いますので、今後そういう改善点を期待しております。

司会者

どうもありがとうございました。3番さんの事件は殺人・死体遺棄なんですけど、被告人が、誰が父親かは分からないお子さんを身ごもって、出産をして、そのままそのお子さんの頸部をタオルで絞めつけて殺害したと、それでそのお子さんをコインロッカーに入れて放置して死体を遺棄したという事件であります。内容的には結構ショッキングな事件だったかと思いますが、5日間の審理で、言い渡し刑は懲役4年6か月、証人としては精神科のお医者さん、それから精神保健福祉士さんが出廷されていたというふうに記録上は拝見しております。では、3番さん、意義と問題点ということで、お願いいたします。

3番

私は、裁判員制度に関しては、新聞などで読んだときは正直言って何か気の進まない制度だな、どうして一般人を巻き添えにして裁判やるんだみたいなつもりで、どちらかというところ冷やかな思いを込めながら横目で見てたわけですけども、昨年、今頃ですが、11月に来年の名簿に載りましたという通知が来まして、一瞬どうしようか考えて、正直申し上げて、私は70歳を超していますので、それを理由に出なくてもよかったですけれども、ともかくちょっと経験するのも悪くないかなというので、大体、最終的に裁判員になるかどうか分からないので、その時点では辞退せずに、招集が掛かりましたので、初めて地裁に足を運び入れた次第です。そのときに三、四十人集まったと思うんですけども、裁判員を抽選で選ぶに際して係員の方が、裁判員制度というのは分かりやすい裁判をすることが司法の質の向上につながるんだというようなことを説明なさったのにひどく心を打たれてまして、ということで私が参加することで多少とも何か役に立つこともあるのかなとい

うことで、万が一にも、引き受けてもいいかなと思ってたら抽選で当たってしまったという経緯で、この事案に参加しました。

後で言い忘れるといけないので一つだけ裁判所の事務の方に言っておきたいんですけども、あなたは来年の1年間の裁判のどれかに裁判員として対象になるかもしれませんというのを11月に受け取ったまま、その後は何も無いわけですね。年齢的にも、多少ちょっと日程に余裕ができたので、例えば長期の旅行をしようとかいろいろなことを考えようかなと思ってたんですけども、いつ来るか分からないとすると、まずそれは優先しなければいけないかなという気もありまして、そういう意味では大体来年の春の裁判なのか、夏の裁判とかいうぐらいのことを言っても悪くないんじゃないかなという気がしました。そうしないと1年間、結局、私の場合は来たから、今はそういう意味では気にしないで済む立場になったわけですけども、ちょっとその辺に配慮していただければ、待つ身としては非常に対応しやすいという気がしました。

裁判は、殺人・死体遺棄事件という非常に気の重い事案でしたので、いろいろなことが、今まで全く感じていなかった、気にしていなかったことを感じざるを得なかったわけで、それはそれはたくさんありました。特に実際に判決をどうするかという問題に関しては、そのプロセスで幾つか私自身問題に感じたことがあるんですけども、非常によい経験をさせていただいたことには感謝しております。特に裁判官の3名の方たちが実に素人である私たちを、上手に考えやすい雰囲気を作っていただいて、それなりに頭を悩ませることができました。そういう意味で、判決を終えたときにはある種の達成感というんですかね、一つのことを裁判官の方と成し遂げたということを感じて、無駄ではなかったなという気がしました。

司会者

次に、今回の事件、今日お越しの方の中で、否認事件は1件だったんです

が、公訴事実が、被告人4名が氏名不詳者2名と共謀の上ということで、結局犯人が6名いるという事件です。この被告人のうちの1名が被害者から金をだまし取られたというふうに思って、被害者から早めに取り返してやろうということで、この被害者を拉致監禁して、持ち物や現金180万円を強取し、けがを負わせたという事件であります。被告人4名の関与の仕方とか関与のタイミングがそれぞれだったものですから、結局、行われたこと自体は暴行が加えられたし、結果的には被害者の持っていた財産が被告人ら側に渡ってはいるんだけど、事前に強盗の共謀はしていないと、要するに、投資でこっちをだましたんじゃないかとか、そういう一連の事情について、身柄を押さえて問いただす予定はあったけれども、あと多少手荒なことをすることぐらいはみんな分かっていたけれども、結局、強盗の共謀はしていないというようなケースでありまして、実日数は8日間、比較的長い事件です。それで被害者の証人尋問、更に情状証人の尋問があり、この4名の被告人のうち3名について言い渡しは5年、1名については3年6か月というような内容でありました。結構複雑なケースだったと思います。では、5番さん、御発言をお願いします。

5番

最初は、裁判の仕組みを全く知りませんでしたが、裁判官の皆様からのアドバイスが大変分かりやすかったので、最後は適切な判断ができたと感じております。また、裁判はもっと法的なものかと思っておりましたが、実際には被告人の状況や被害者のことなども詳しく検討されていることが分かりました。裁判の進め方は長い歴史の中でできた仕組みなんだろうなと思います。裁判員裁判に参加後、ニュースの裁判の記事に興味を持って読むようになったことで、自分自身もいろいろと社会についての仕組みを知りたいと思うようになりました。

問題点なんですが、裁判に参加し、情状証人の話を聞いた後、やはり気持

ちがちょっと感情的になってしましまして、そのときに裁判官の方々が、私的な感情は入れずに証拠だけを見て事実に基づいて自分の意見を述べるようにということを教えていただきました。

司会者

6番さんの事件は、いわゆる麻薬特例法違反・覚せい剤取締法違反ですけれども、結局、被告人が営利の目的で業として覚せい剤をかなり長期間にわたって密売していたという事案と、営利目的で覚せい剤を持っており、更に営利目的でなくまた覚せい剤を一定程度持っていて、自分も使っていたと、このうち業として譲り渡す行為をしていたという点が法定刑の関係で裁判員裁判になったということでもあります。実日数は3日間で、量刑が争点で、情状証人はお母さんが出てきておられたようでもあります。それで、言い渡し刑が懲役6年6か月及び罰金200万円という内容だったと思います。それでは、6番さんに御発言をお願いします。

6番

まず、この裁判員制度に参加させていただいて、実際は3日間こちらに通いまして、裁判という場に立ち会わせていただきまして、一番お伝えしたいことは、とても貴重な3日間を過ごさせていただいたということでございます。3日間を終えまして、最終日に裁判長に、ここであったことをどのぐらい家族や友人に話してもよいのか、話さない方がいいのかということをお伺いしました。なぜなら、とてもよい経験をしたと思ったので、言ってもいいことは興味がある人には伝えたいと思ったからです。そうしましたら、具体的な人の名前や具体的な証拠などについては話さないということはもちろんですけれども、裁判員制度についてどうであったかとか、裁判所がどうであったか、どのように量刑を決めていくかというようなシステムについてはむしろ話してほしいとおっしゃっていただきまして、そうかというふうに思いまして、こういった場も裁判が終わった後に参加を希望する人を対象に開催

する可能性がありますというようなこともお話をいただいたので、今日に至るんですけれども、知人に裁判員裁判に参加をしたということを話しましたら、かなり興味がある人が多いように感じております。実際に裁判員を経験したことがある知人や家族というのがほとんどいないという人が多い中で、私の話を聞きたいというふうな人が結構います。そういう人が世の中に多いとするのであれば、裁判員制度のやり方ですとか実際に経験した人の声をもっと広く知らしめて、そして職場からの理解も得やすいように制度を整えていくことができるといいなと思いました。

裁判員をやる中で、どうでしたかということを経験した方から聞かれました、全体的な感想をここで述べてまいりましたけれども、その中で、皆さんもおっしゃっておられるように、裁判官の方々が私たち法律をよく知らない人たちのために一生懸命いろいろと言葉をかみ砕いて資料を用意して説明をしてくださいます、その手間を掛けさせて本当に申し訳ない、ありがとうございますというふうにお伝えしたところ、ある裁判官の方がこうおっしゃられました。昔は一つの裁判を始めてから終わるまでにかかなり長い日数が掛かっていた、1回目と2回目と3回目の間にそれぞれ長い期間が置かれるために、1回目のこと思い出す作業から2回目の準備が始まるのだと、非常に非効率であったということをおっしゃられまして、裁判員制度が始まってからは、一般市民を介入させてやっていくからには短い期間で終わらせなければいけないというところで、初公判から終わるまでの日程がとても短くなって、そして分かりやすい言葉で最低限必要である証拠調べなどで事件が分かるように物事を準備して進めるようになったので、とても効率が上がってよくなった、この裁判員制度のおかげだと思っているというようなことをおっしゃってくださいました。それがすごく印象的だったと思います。

あと、一つだけ問題点というか可能であるならば改善していただきたいのは、選定日から裁判が終わるまで、私は全4日間の日程を自分のスケジュール

ルを空けておかなければいけなかったのですが、私はフリーランスで仕事をしているので、4日間丸々空けておくというのが非常に自分の生活に対してリスクが高い状況にあります。選ばれたのでよかったのですが、選ばれなかった場合、非常にちょっと、うーん、どうしようかなというような気持ちではありました。選定日に参加してその理由はよく分かったんですけども、もうちょっと何とかしてもらえたらいいかなというふうに思います。

司会者

次に、7番さんの事件は、被告人がカラーコピー機能を有するプリンターを用いて一万円札を表裏にコピーしてそれを貼り付けて一万円札を偽造して、タクシー運転手に乗車代の支払いとして1万円を渡して、結局は目的としてはつり銭をだまし取るというようなことで行使し、結局使ったのは2枚の一万円札だったと思います。では、7番さん、お願いします。

7番

通貨偽造行使というところで、全く身近じゃない事件で、こういうふうに参加するということになったんですけども、その背景にある覚せい剤ですか大麻とかということが、非常に今回の参加した中で印象的だったなというふうに感じました。もしこの人が覚せい剤とかを使っていなければ、このにせ札作りというのもやっていなかったんだろうなというふうに感じました。そういうふうな覚せい剤だとかというのが当然市民に余り身近じゃない中で、若い人が簡単に手に入れられる世の中だなというのが非常に怖いなという感じがしました。裁判所に入ってくる時に今日の事件何かなと見ると、覚せい剤の話とかというのが結構毎日毎日当たり前のように行われている世の中というのは非常に怖いなというふうに感じました。ただ、今回この裁判員裁判に参加して、そういう世の中であるというのが実感できたのはよかったのかなというふうに思っています。

問題ですけども、先ほど選任されてから実際に裁判が始まるまでの日数

というところがありましたけれども、やはりこのいつ始まるか分からないというようなところで、選ばれるか分からないというところでは、予定を組むのが非常に大変だったなという感じがしています。ただ、全体的にどうだったかという、選ばれてよかったなというところでございます。

司会者

ちょっと今言い落としましたけれども、参加の実日数は5日で、共犯者の証人と情状証人が出てきて、3年求刑のところを懲役2年10か月で4年間の執行猶予になったという結論だったと思います。

次に、8番さんも、やはり通貨の偽造とタクシー運転手に対する行使、それから覚せい剤の所持、使用でした。実日数5日で、情状証人としてお母さんが出てこられて、懲役4年の求刑でしたけれども、懲役3年、4年間執行猶予で保護観察が付いたという結論だったと思います。それでは、御発言をお願いします。

8番

私が裁判員制度に参加して、意義というかよかったなと思ったところは、やはり法律の重要さを改めて認識できたかなというところですね。今までの私にとっての法というと大体駐車違反とかで嫌なことではなかったんですけども、今回、改めて裁判員制度で参加させてもらって、法律というのが我々の生活の安定というんですかね、守ってくれているんだなというのをちょっと実感できたというか、それを感じることはすごくよかったかなと思います。あとは、例えば犯罪のニュースをみたときに、簡単に、こんな人は死刑にすればいいのにとかというのを言っちゃうような面が私には結構あったんですけども、いざ実際に裁判員制度で参加してみると、何というんでしょう、罪を軽くしたくなっちゃうというか、自分が人を裁くことの怖さというのを結構実感できて、何か自分自身にとってのすごくいい経験になったのかなというふうに思ったところがあります。あとやはり、裁判の

細かいところを見ていくと、法律で人を裁くことというのは、厳格さというか厳しく見ていかないといけないのかなというのを感じ取ることができたのはすごくいいことだと思っています。

裁判員制度の問題点というか、これは疑問点と言った方がいいのかもしれないんですけども、裁判員制度は私個人にとってはすごくよかったと思います。自分の経験上としてもすごくプラスになったことは大きいんですけども、ただ、裁判員制度が裁判所の判決にどれぐらい影響を与えているのかというのは、余りないのではないかとというのがやっっている中で思ったことでして、つまり、やはり我々一般の素人なので、我々がどんなことを言ったところで結局判決には余り影響しないんじゃないかなというのをちょっと思ったりして、自分の無力さというか、裁判員が本当に裁判にとって役に立っているのかなというのは、やっっている中で疑問として思ったところです。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、次に、検察官の訴訟活動に目を転じていただいて、最初に起訴状の朗読をする場面、それから冒頭陳述といっって、大体A3の色刷りの用紙を皆さんに手渡されて、それで立証予定事項を述べ、それから、証拠書類等で採用済みのものは読み上げたり展示したりして皆さんに御説明され、更に、検察官として立証しなければいけない事項について証人尋問を行い、更に被告人に対しても質問を行い、最後に論告求刑を行うと、検察官の一連の活動としてはそういうものがあると思いますが、その辺の活動をちょっと思い返していただいて、やはり基本的にはよかった点、悪かった点ということをおしやっしていただければと思いますが、どなたか御発言していただける方はおられますか。

3番

ほかの裁判員裁判もそうなんじゃないかと思うんですけども、弁護人と検察官の方の事前協議が非常によくやられたのか、問題が整理されて出てき

ましたので、私の場合は殺人事件だったんですけれども、最初は生々しい写真が見せられるのかなと思っていたんですけれども、その辺の事実関係については争点ではないので、そういう資料は一切出しませんということで始まったのは、ちょっと気が楽になったというか落ち着きを持って進行に参加できた感じはします。特に検察官の方の冒頭陳述がどういうふうにあるべきだったかというようなことは、私は事件の概要をつかむのには非常に役立ったとは思いますが。ただ、後でちょっと自分で簡単なメモを作ったんですけれども、今回の場合、被告人である女性、20代なんですけれども、生い立ちみたいなものがいろいろと犯行を判断するのに大事な要素もありまして、何歳のときに何があったのかというようなことが必ずしも明確に整理されてなくて、いろいろな話を聞きながら、これは何歳の出来事とか何とかというのをメモを書き込みながらちょっと自分で整理したりしましたけれども、最初からそういうふうな資料があったらもうちょっと理解が進んだかなというところは感じました。ただ、非常に明快な説明がありましたし、特に犯行自身の争点、殺した・殺さないというのが争点ではなかったもので、非常に一つの流れがはっきりと最初に提示されて分かりやすかったなと思います。

司会者

この事件では精神科のお医者さんが来て証言されたというふうに思いますが、その尋問の内容等についての理解は容易だったでしょうか。それとも、難しかったでしょうか。

3番

病院の方が来て、いろいろと鑑定結果を説明したんですけれども、ただ、正直言って1時間ぐらいかなり長い時間説明なされたような気がするんですけれども、ポイントとしては多少障害はあるけれども、犯行に関与するようなものではないということだったと思うんですけれども、医学的などころの専門の精神科医の判断なんだということで、余り質問するような事柄も素人

には見当たらなかったということで、一つの報告として聞かせていただいたという感じですかね。

司会者

その証人が出てきたこと自体は意味があることだと思われましたか。

3番

はい。要するに、それは一つの争点ではあったわけですね。弁護人の方は、犯行当時、被告人はまともな精神状態じゃなかったんだということで、それを強調したかったと思いますし、それが本当にそうなのかどうかというようなことが一つの争点ではあったわけで、それに対して鑑定人の医師でしたけれども、その方は非常に明快な判断をなさったと思っております。

司会者

争点としては責任能力の主張まではなかったけれども、有罪を前提としても被告人の精神状態がかなり犯行に影響していたのか、それともそれほどでもなかったのかということが量刑には大きく影響する事情だったということですね。

3番

それはあります。

司会者

それで、その精神科のお医者さんの尋問は有効だとお感じになったということですね。

3番

はい。

司会者

ほかに、検察官の立証活動をちょっと思い出していただいて、何かお感じになったことがあれば御発言いただきたいと思っておりますけれども、では、今日の事件の中で争いのあった複雑な事件だった5番さんの事件ですが、思い出

していただいて、検察官の訴訟活動・立証活動についてどういう感想をお持ちになったでしょうか。

5 番

検察官の方の説明や冒頭陳述はとてもよく分かりやすかったです。この事件は被告人が4人おりました、弁護人が3人おりました。その中で弁護人の方の説明等がちょっと長引いたりすることがありまして分かりにくいところがあったんですけども、その反面、検察官の方々の説明は大変分かりやすく、資料も何枚かにまとめられておりましたので、それを見ながら評議をしましたり、自分の考えをまとめて、その事件をより深く考えたり、証拠品はどこでどうなったのかというのを考えるようにできましたので、よかったと思います。

司会者

逆に言うと、もうちょっとこうしてほしいかという点は特に思い当たらないですか。

5 番

そうですね。検察官の方に関しては本当に分かりやすく、4人の被告人がおりましたので、最初はちょっと事件が分かっていなかったんですけども、よく内容が把握できなかったことがあったんですが、冒頭陳述を見て分かるようになったという感じで、結構ちゃんと分かりました。

司会者

結局、冒頭陳述には共犯者、被告人、更には氏名不詳者というのが2名出てきていて、その辺の人間関係がやや複雑だったと思うんですけども、それが冒頭に図示してありましたよね。

5 番

はい。

司会者

それで、まず被害者の話から聞いて、あと順次被告人の話が進むと。それを理解するについて、冒頭陳述を手掛かりにしながら聞いていかれて理解が進んだと、そのような御趣旨ですかね。

5 番

そうです。はい。

司会者

では、6 番さん、どうぞ。

6 番

検察官の方々に今後ちょっとお願いしたいなと思ったことがあったので申し上げます。今回私が参加しました裁判は、覚せい剤に関する裁判でございまして、やった・やってないというようなことは争点ではなかったの、事実確認をするとともに量刑を決めるという裁判でございました。なので、検察官の方々も資料を正確にそろえればそれでよい、弁護士の方もそうだったのかなとは思うんですけれども、資料の正確さに頼っておられるのかなというのを思いました。私たち裁判員と裁判官の方々は、資料をいただいて手元に置いてそれを見ながら陳述を聞くので頭に入ってくるんですけれども、被告人の手元にはその資料が、当たり前かなと思うんですけれども、ないです。資料がない中で、検察官の方々が物すごい棒読みでその資料をざっと、日付と場所と覚せい剤が何グラムで幾らで売買したとかというようなことを、しかも同じようなケースを何回もやっているの、何度も同じようなことを日付と場所が違うぐらいの感じで資料を読み上げられて、それを被告人に対してそれは認めますかというようなことを聞かれますけれども、被告人は今言われたことってどのことでしたっけというようなことを聞き返しておられる場面が多くて、被告人が今述べていることをちゃんと理解しているかどうかというようなことを適宜目で確認しながら資料を読んでもらうと、こちらとしても何か聞きやすいかなと思いました。

司会者

この事件は、要するに業として覚せい剤を密売していたということで、具体的には3件ぐらい密売相手が出てきているのですが、そういう密売の経緯等について、延べ客数が書いてあるんですが、結構、資料が細かいことまでが明らかになっているんですね。その辺のことをかなり矢継ぎ早に被告人に尋ねられて、いつのことを聞かれているのか本当に分かって答えているのかというのがちょっとどうかなと思われたと、そういうご趣旨ですかね。

6番

そうです。

司会者

1番さん、何かありますか。

1番

私に関わった裁判は被告人のみが出廷していて、検察官の方は非常に、事実をもちろんだすこともなさいましたが、説得力があり、一方、また、弁護人の方も温かくという大変ですが、やはりそのお立場もあるでしょうけれども、非常に諭すような印象を私は受けまして、それぞれの立場の人が、何というんでしょうか、議論をし合うというよりも、被告人を間に置いて、大人が子供を諭すといえますか、そういった人間味が大変感じられました。

司会者

では、2番さん、主に検察官のことについて、いかがですか。

2番

今回の事件は、正直申し上げて弁護人の弁護活動が物すごくインパクトが強くて、そちらの印象が強くて、検察官の方はとても淡々と客観的に事実を冒頭陳述でおっしゃられて、これといった疑問ですとか、感情移入させることもなく、非常に冷静に私たちも判断できるような冒頭陳述をしてくださったなと思っております。

司会者

では、4番さんも同じ事件ですが、いかがですか。

4番

今回はシンプルで分かりやすい内容だったので、特に疑問もなく頭にすっ
と入っていきましましたので、とても分かりやすい説明でよかったですと思います。
疑問点等はありませんでした。

司会者

では、7番さん、いかがですか。

7番

資料の方が市民目線でしっかりまとまっていたというところでは非常に分
かりやすかった感じがしました。

司会者

特にここが問題だったとか、そういうことは感じられなかったですか。

7番

そうですね。

司会者

では、8番さん、いかがでしょうか。

8番

検察官の方の説明はすごく何というんでしょう、しっかりとされていて、
ちゃんとしているなというふうな印象があったんですけども。ただ、先ほ
ど6番さんがおっしゃったのと同じように、私の事件って犯行が三つ四つぐ
らいのものが重なっているの、どの犯罪に関してのどの資料なのかという
のが若干分かりづらくなっている面はありました。LINEのメッセージを
出すというふうになったときに、このメッセージは何の犯罪についての証拠
なのかというところとか、私の方は資料を見ながらやっているんですけども、
それでもやはり分かりづらいなというところがありました。

司会者

7番さん、8番さんの関与された事件は、共犯者同士で結構LINEのやり取りがあるんですね。

8番

はい。

司会者

それで、特に7番さんの事件の論告の後ろには、別紙でLINEのやり取りとその意味付けというものが5枚付いているんですね。LINEのやり取りそのものの資料が後ろに付いていて、これは多分8番さんの事件でも証拠でLINEは結構出たのでしょうか。

8番

はい。

司会者

このやり取りから被告人同士のどっちが主でどっちが従かとか、どっちが積極的にやったのかと。特に片方の被告人はもう片方の被告人からかなり脅されていたのか、それともそれぞれが積極的に関与しているのかとか、そういうことが事実上の争点になっているんですね。その辺を判断するについて、このLINEのやり取りは資料として有効だったんですか。7番さん、いかがでしょうか。

7番

有効だったと思います。

司会者

8番さんはいかがですか。結構資料が多くてどこに関係があるのかが分からなかったというのは、このLINEのことをおっしゃってるのかなと思うんですが。

8番

そうですね。ただ、そのLINEのメッセージに関してはすごく有効だと思いました。

司会者

特に情報過多だったとかそういう御感想は持たれないですか。

8番

そうですね。

7番

そうですね。はい。

司会者

要するに情報としては有効だけれども、どういう意味があるのかということについてももう少し分かりやすく証拠調べしてほしいとか、そういう御趣旨ですかね。

8番

時系列的な流れみたいなものが、やはり、私の理解の問題かもしれないんですけども、飛んだりしているような印象があったので、だからそこら辺がちょっとうまく整理ができなかったというところです。

司会者

それでは、一通り伺いましたので、検察官の方から何か御質問等があればどうぞ。

松居検察官

棒読みという御指摘をいただいて、それは反省すべきだとは思っております。恐らく起訴状朗読と罪状認否という手続のことかなとは思いますが、それ以外でも棒読みが、冒頭陳述とか論告とか…。

司会者

あとは証拠書類の読み上げとか、そういうところも含めてあるかもしれません。その点はどの点をおっしゃっているんですか。

6 番

すみません，検察官の方々の発言全てに対して同じ印象を持ちました。

司会者

それは質問も含めてですか。

6 番

質問というか，その資料を見ながら，何月何日あなたはどこどこで誰それに何グラムを幾ら売りましたね，それに相違はないですかというような質問の形式であったかと思います。なので，資料に目を落としている時間の方が私は長いように感じられまして，被告人が，ええと，ええと，今は何のことを言われているのかなと考えているうちに，それはそのとおりですかと聞かれて，ええと，それはええと…この前，刑に服した前のことですかとか，すごく，いつのことを言われているんだろうというようなやり取りがそこでなされていて，資料を読み上げる口調もかなりの早口だったように私は感じました。検察官の方々は3名おられましたけれども，皆さん若い女性の検察官の方でございました。経験の年数とかそういったことは私たちには分かりませんが，初日の最初に資料を読み上げていた方が何かうまくちゃんと読み上げたり説明することができないかと思われたのか，途中でほかの検察官の方にチェンジされたような場面もあったのかなと思ったりして，これは事実を争う裁判ではないから，こういうものなのかなと思ったりもいたしましたけれども，そういった印象でございました。

松居検察官

ありがとうございました。

司会者

ほかに何かおありでしたらどうぞ。

松居検察官

論告などに大体必ず量刑傾向，グラフを載せたりさせていただいているん

ですけれども、ああいうふうな量刑傾向についての説明とかについてはどのような印象を持たれているのかなというところをちょっとお聞きしたいと思います。

司会者

例えばですが、1番さんの関与された論告メモには、まず検索条件1ということで70件以上出てきましたと、検索条件2で20件余に絞れましたと、検索条件3で10件に絞れましたと、この中で本件はこの辺りですよというような求刑がされているんですが、ここをお聞きになってどんな感想をお持ちになりましたか。

1番

非常に縦横が分かりやすく、私どもには大変説得力があるというか、量刑に関しては非常に迷うところですよ。悩むところなんです、整理を付けていく上で大変役立ちました。

司会者

ほかの御意見はないですか。こういうグラフを論告で見せられて違和感を感じた、という方はおられないですか。

3番

私たちも殺人・死体遺棄で類似する事件の判決例というのが論告求刑のときに検察官側から出ました。それとほぼ同じものを評議のときも資料として参考にしたわけですが、私の場合は嬰兒殺人事件で、話としては嬰兒殺人事件というのは大体こんなような形の判決になるんですよというのが大枠として与えられて、これから余り逸脱しないような判決にしましょうねというような雰囲気の中で評議が進められていたんですけど、もちろんそれは裁判の公平性等々からある程度、かなりの部分過去の判例というのを意識しながら自分たちの判決を出すということになるのかなとは思いますが、ちょっと私の場合殺人ということが関係していましたので、かなり重い、

私にとっては重い決断をしなければならないわけで、一体命の重さというのは何によるんだろうか。裁判官の方は大体これだったらこれぐらいというようなものがもう既に過去の歴史としてできているわけですね。例えば嬰兒だったらこれぐらい、幼児だったらこんな感じ、それから一般人だったら、社会人だったらこうとか、あるいは介護中の老人だったらこうであるとか、というような、何か確かに違いがあるような気もするんですけども、その辺がどうしてこういうことになるのかということ、正直言って私は意見を交わしたかった気がします。裁判官の方は過去の事例として大体の範囲を持っておられて、その中でどの辺に位置付けられるのか、ということでお進めになったように思うんですけども、それは時間的なこともあってしょうがないのもかもしれないんですけども、一体どうしてそういう枠が殺人によってできるのかというようなことも、要するに命の重さの違いみたいなものですね。そういうものを裁判官の方はそれなりに日頃考えておられて、その結果として出てくるんだと思うんですけども、私たちにとっては初めてそういうものに直面したときに、言い方は変なんですけれども、今回の命は大体この辺の範囲で考えてくださいというのが与えられてしまったような気がして、本当言ってほかのもっと重い事件と今回とはなぜ重みに違いが出るのかというようなことも時間があれば話したかったので、別に検察官側の資料があったからそういうことになったというわけではないんですけども、ああいう資料自身の前提、背景にあるお考えというようなものをお聞きしたかったし、我々としてももっと議論してもいいんじゃないかなという気がして、別にあの枠の中で考えなければいけないとしても、もうちょっと時間に余裕があれば話し合いたかったという気はあります。

司会者

今のは、検察官の求刑の在り方でもあるし、裁判所の評議の在り方の問題点でもあったかと思います。特に人の命が問題になる事件で、最初から何か

図式的にこういうふう分布してるんですよみたいなものが、ほかの犯罪だと余り違和感がなくても、殺人になると、どうして生まれたばかりの赤ちゃんを殺したという事件が先例としては過去比較的軽い方に分布してるというところについても、そもそもそこをもうちょっと議論したかったと、そういうことでしょうか。

3番

そのとおりです。

司会者

ほかに求刑の在り方については何か御感想がおありの方はおられませんか。特におっしゃりたいということがあれば。確かに目安がない中で示してもらうのは便利という面はあるんでしょうけれども、先ほど8番さんが要するに裁判員が入っても入らなくても一緒じゃないかという理由の一つはこの辺にあるんじゃないですか。

8番

そうですね。

司会者

要するに先例で大体こうなっておりますというふうに示されて、そうすると自分たち何しに来たんだと。率直に言うとそういうことですよ。

8番

そうです。

司会者

検察官からの質問はよろしいですか。

松居検察官

はい、ありがとうございます。

司会者

次に、弁護人の活動をちょっと思い出していただいて、よかった点、気に

なった点ということですが、インパクトが強かったという弁護人の活動についておっしゃっていただけますか。では、2番さん、お願いします。

2番

今回は強盗致傷なんですけれども、性犯罪の面がとても強かった事件でした。それで、弁護人の方も国選の方で多分そういうものを専門でされていらっしゃるのではないのかなという印象だったんですけれども、弁護人なりにとっても真摯に被告人に向き合って弁護活動をしていらっしゃるということは実感できたんですけれども、量刑を決めるのに必要とは到底私には思えないような内容ですとか方法で弁護活動をされる場面が幾つかありました。裁判員は初めての経験ですので、果たしてこの弁護活動を基に情状酌量を検討しなくてはいけないのかというところが、法廷の場でいきなりその弁護活動を繰り広げられて物すごく動揺しまして、まずもって共感できなかったというところが一つ、弁護活動の内容自体共感ができなかったことが、私だけが今ここで共感できていないのか、これを聞き続けなければいけないのかというところがとても違和感としてありましたのは、医療的な面で弁護活動を進められたんですけれども、ドクターの裏付けもなく、きっとその弁護人が御自分でそういうのがいいんじゃないかと物すごく独創的な弁護活動だったので、私たち裁判員の量刑の判断にもう少し有効な内容の弁護活動をしていただきたかったというのがあります。

司会者

4番さんも同じ事件ですので、この点について何か付け加えることがあればどうぞ。

4番

全く同感で、私もあの場で、えっとなってしまうって、もう聞いているだけでもちょっと苦しくなるような感じでした。話合いでもやはりちょっと疑問点があったのと、ちょっとこれは話が飛んでしまうんですけれども、傍聴に来

ている方が中学校の女生徒だったりして、ちょっとそれは何かこの環境ってすごく嫌だなというのは思ったので、ちょっと弁護人の方には疑問がありました。

司会者

いずれにしても弁護人一般がそういう活動をされているというわけではないと思いますが、たまたま遭遇した弁護人がそういう活動をされて、ただ違和感を感じたということですかね。では、何かよかった方で、先ほど1番さんが非常に温かい感じの法廷だったということをおっしゃっていたんですが、その辺についてちょっとおっしゃっていただけますか。

1番

先ほど申しましたように、双方に大変温かみがあったと思いましたが、特に弁護なさる方は多分2番の方と同じように国選の方が付いていらっしゃると思うんですが、やはり本当に論ずようにといたしますか、ただただ事実はどうでしたこうでしたと言うよりも、やはりその被告人の将来を考えて説得力のある言葉を発せられていたように私は思いました。

司会者

では、通貨偽造の関係で、7番さん、8番さん、弁護活動について思い起こしていただいて、いずれもこれは結果的には、7番さん、8番さんの関与された事件は執行猶予になってるんですね。どの辺が功を奏して執行猶予になったのか、というようなところも含めて、どの辺が活動として有効だったのかという点をちょっとお話しいただければと思います。

7番

執行猶予も、検察官側がまず懲役3年だったのを我々は2年10か月というふうに縮まったのは、弁護側がLINEのやり取りとかの矛盾点をしっかり出してきたというところが大きかったのかなというところと、あとは何ですかね、検察官側よりも資料が非常に分かりやすくなって、評議するとき

に参考になった、というのが弁護人側の資料の方でした。

司会者

資料というのは、最終弁論というのがかなり詳細ですよ。

7 番

はい。

司会者

パワーポイントのスライドとしては14枚、そこに図示もしつつ、証拠調べを終えて、この弁論を聞かれて、かなり説得される場所があったということですか。

7 番

そうです。

司会者

8番さんはまた違う弁護人だったと思いますけれども、こちらも執行猶予に、保護観察付きですが、どういう点が有効だったとかいうことをお話しいただけますか。

8 番

検察官の方に比べて弁護士の方のほうがすごく温かみというか、当たり前かもしれないんですけども、やはり被告人を守ろうという熱意みたいなものが大きく見て取れたなというのは聞いていて思いました。すごく被告人をかばうというか、罪をとことん軽くしていこうみたいなふうに一生懸命やっただけの姿勢は、弁護士の方のほうが強かったなというところは大きいです。

司会者

法廷の印象以外に、どういう準備をしてこられたかという点はいかがでしょう。

8 番

準備というのは。

司会者

要するに環境を整えたり支援者を獲得したりとか，そういう点では何かあったんでしょうか。

8 番

弁護士は女性の方と男性の方，二人いたんですけれども，女性の方はすごく何というんでしょう，温情というんですかね，何かすごく心情的に訴え掛けるような口調で話し掛けていたりしたところが私は逆に鼻についたんですけれども，何か恩着せがましいなみたいな，お涙頂戴かよみたいなふうに思ったりもしたんですけれども，ただ，やはりそういう何か，被告人はまだ若いんで，将来のことを考えて執行猶予を付けてというふうに持っていこうとする姿勢は見られました。

司会者

あと，判決要旨を見ますと，保釈中に既にダルクに入所してプログラムを受け始めていたという事情があるんですか。

8 番

そうですね。はい。

司会者

そうすると，今からダルクに行きますとかそういうことではなくて，保釈許可になった後，実際に治療を始めていたという点は，一応判決にも書いてあるので，刑を決めるに当たって考えられたんですね。

8 番

はい。

司会者

それも弁護人の活動として一応成果が上がっていたという点になりまじょうかね。

8 番

そうですね。

司会者

では、6 番さん、先ほど検察官のことをおっしゃっていただきましたが、弁護人のことについてはどうでしょうか。

6 番

私が担当した事件は先ほども申し上げましたけれども、事実を争うものではなかったために、検察官側も弁護人側も、もちろん裁判官の皆さんも含めてですが、かなり淡々と進んでいたように思います。1 度刑に服した後の再犯であったために、結果、量刑もまあまあ重いものになったのかなということなんですけれども、一応弁護士の方は、被告人の側に立って事実を述べて、刑をできるだけ軽くするというようなお仕事になるのかなというところですが、まず、お母様が証人で出てこられましたけれども、保護監督責任を感じている、自分が息子を管理して更生させますと口では言っておられましたけれども、あれはきっとそうではないよねというふうに思っていたということと、被告人本人が、ごめんなさいというような言葉を口にしながら、そんなに悪いことをやったのかなというような表情をしていた印象を受けてしまったというのがありまして、そんな被告人に対して弁護士の先生もさほどに熱くなる要因がないのかなという、ただし熱意がないという表現もできないから、頑張っって資料を作っって頑張っって一応責務を果たしておられるのかなという印象を受けました。

司会者

確かに弁論要旨はかなり分量が多いですよ。資料としては多いけれども、今のお話だと、お母さんも出てきてはおられるけれども、今後本気で監督していくという感じが余り伝わってこなかったし、被告人にも何か余り悪いことをしたという印象を持ちにくかったと、そういうことですかね。

6 番

はい。

司会者

では、今度は5番さんの関係では、事実が複雑なんですけれども、冒頭陳述と弁論で、事実関係についてはばらばらにやるのではなくて、弁護人が共通のものを一つ作って、あと情状のところだけを個別にやるというやり方をしていたのがちょっと特徴的だなと思ったんですが、その辺はいかがだったですか。

5 番

確かにその文章を弁護人が読まれてる間や、あと被告人も横のつながりがすごく強かった方たちのようなので、何となく一緒くたに見えてしまった事件でもあります。ただ、被告人と検察官の言うことがちょっと違っているのので、そこで弁護士の方がそれを被告人に寄り添う形で、もちろん被告人側に立って言っているんですけれども、余りにもちょっと3人分だったので長過ぎて、なかなかちょっと理解できないことも多かったです。

司会者

資料を拝見しますと、被告人は事実関係については言い分もほぼ共通だったんですね。

5 番

そうです。

司会者

要するに事前に強盗などをやるつもりはなかったという点で共通だったということもあって、事実関係については共通の冒頭陳述、弁論が行われたと、ただ、内容的には文章がたくさん書いてあって、ちょっと情報量が多かったという感じをお持ちなんですかね。

5 番

そうですね。

司会者

それぞれの情状関係についてはいかがでしたか。証人がたくさん来ていたと思うんですが、その辺の立証についてはどういう印象をお持ちですか。

5 番

情状証人の方の印象は、先ほど6番の方がおっしゃられていたようなことと全く一緒に、お父さん、お母さん、あと奥さんの方が来られているんですけども、皆さんこれからは自分がよく様子を見てやっていくということなんですけど、やはりちょっと反省の色がそれぞれ見えないという印象でした。

司会者

それは被告人ですね。

5 番

はい。情状証人もそうです。

司会者

情状証人の熱心さという点ですか。

5 番

細かく言うと、その方たち、被告人たちの過去の生い立ちも最後挙げられたんですが、皆さん何か家裁にもお世話になっていたようで、そのとき何となく、お母さん、お父さんもきっとそこでも発言されていて、過去に発言された経験があるようで、出てくる感じがとても慣れてる感じと、そういうこともありまして、言ってしまうえばそんなところですよ。

司会者

要するに、御家族は昔から被告人から苦勞させられている人で、以前にも少年の審判廷とか法廷とかで話をした経験があるんじゃないかということを感じたと、そういうことですか。

5 番

そうですね。経験があるとおっしゃっていました。

司会者

おっしゃってる方もいたんですね。

5 番

弁護人がおっしゃってました。

司会者

大分疲れてるという感じですか。

5 番

そうですね。ちょっと大変だなと思いました。

司会者

あと、事案が重いというのと精神保健福祉士さんという方が出てこられたという特色があるので、3番さんを最後にしたんですけれども、その辺も含めて、弁護人の活動についてちょっとお話しいただけますでしょうか。

3 番

私が担当した事案は、先ほど司会者の方から簡単な説明がありましたけれども、風俗関係の20代の女性が父親の分からない妊娠をしてしまって、出産した嬰兒をそのまま殺害したという事案なんですけれども、弁護人はお二人とも国選の方だとお聞きしましたが、一生懸命活動していただいていたようです。特に出産時に精神的に不安定な状態にあったんだということを強調なさったことと、それから社会復帰の補助として精神保健福祉士というケアをする方との連携体制ができているということを強調するために、その精神保健福祉士として担当なさる女性の方が出てきて、こういうふうにするつもりですというようなことを、情状証人として法廷に立たれて1時間ぐらい説明なさいました。もちろんそれは非常に、今後の社会復帰に関して一つの方針が立っているということは、アピール力があつたかとは思いますが、極端に言うと、本人の事件に対する反省の度合いが非常に不明確で、何

となしにその人の下で本当に更生してくれるだろうか、すぐに逃げちゃうんじゃないかというようなことを心配させるような対応しかなかったことと、それからもう一つ、家族の方がどなたも傍聴にも来ていないし証人にも立っておられないということが、何となしにこれからの復帰に対して心配な点ですよねというような印象を植え付けたことは事実だと思いますし、その辺ちょっと弁護人の方が大分、多分工夫なさったにもかかわらずそうなってしまったというふうに理解せざるを得ないかと思うんですけれども、その辺、弁護人の方が実際どういうふうな事情でそうなったのかということは一切お聞きできなかったんですけれども、ただ、弁護人の方は本当に一生懸命、精神保健福祉士の方と連携してやられたり、非常に努力なさったことはよく分かりました。

司会者

結局、お感じになったのは、本人がどこまで事件を重く受け止めていて、あとその社会復帰後そういう専門家の支援を得て立ち直ろうという気持ちがどこまで強いのかというところにちょっと疑問が残ったということなんですか。

3番

はい。要するに、被告人にいろいろと聞きますと、結局出てくるせりふは、福祉士の方を頼って将来頑張りますということを常に繰り返すんですね。もうちょっと、その事件に対する自分の至らなさみたいなことに対する反省みたいなものが全然なくて、何か弁護人に何か聞かれたらそういうふうに言えと言われているのかなみたいな感じで、福祉士の方を頼って頑張りたいと思いますみたいなことしか返ってこなかったのが、ちょっと残念だった気がしました。

司会者

被告人の中にはなかなかしゃべるのが苦手で、本当はそう思っているんだ

けれども、うまく言えないというタイプの人たまにはいるような気がするんですが、そういう点を割り引いても余り響いてこなかったということですね。では、小林弁護士の方から質問があればどうぞお願いします。

小林弁護士

事案的に余り多くないかもしれないんですけども、例えば弁護人側の冒頭陳述だったりとか弁論を聞かれて、それまでと事件の見方が変わったとか、そういうふうになんか思われたところがあれば、どういうところがよかったとかをお聞きしたいのと、逆にもっとこういうことを言ってくれたら先々の審理がやりやすかったとか、若しくは弁論でもっとこういうふうに言ってくれたらちょっと結論が変わったかもしれないのになとかいうところがもしあればちょっとお伺いしたいなと思います。

司会者

冒頭陳述と弁論の在り方ということで、どなたかおられませんか。確かに5番さんがおっしゃったように、一応弁護人は事実関係については共通の冒頭陳述、論告をされていますけれども、文字がずっと連なっている中身ということで、この辺はすっと頭に入ってくる感じがしたのですかね。

5番

そうですね。

司会者

ほかにごらんになって思い出すところはありませんか。その書面をごらんになって、これはよかった、これは分かりやすかったというようなことがあればおっしゃっていただければと思いますが。4番さんは、先ほどインパクトが強かったとおっしゃっているのですが、いかがですか。

4番

分かりやすいことは分かりやすいんですけども、2名いらっしやって、結論に至るのはどういう背景があったのかというのを全員が疑問に思ってい

たところだったので、なぜ2名いるのに正しい判断が下せなかったのかなというの、何か国選ってどう決まるのかなと、そういうところまで行ってしまふような、私だけではなくて、全員がそういう感覚だったので。

司会者

要するに書面以前に弁護方針としてということですね。

4番

そうです。2名もいらっしやって…。

2番

これは私ではなかったんですけども、ある裁判員の方が裁判官の方に、私、法律のことはよく分からないんですけども、弁護人って被告人を守るのが仕事なんですよと確認を入れるぐらいに、法廷の公判廷で被告人が、打合せをしているはずなのに、弁護人の質問に答えるのに、羞恥心を感じて口ごもって言えない場面というのが度々あって、結局その言わせなかったことを弁護人が言って、また会場が、わあっと、何か、えっ、それをここで言わせることに何の意味があるんだろうというような内容のことが幾つかあったりしました。

司会者

やはり書面よりかは活動そのものの問題のような気がしますけれども、ほかにお聞きになりたいことはありますか。今まで出た点についてでも結構です。

小林弁護士

個人攻撃みたいな感じで申し訳ないんですけども、2番さん、4番さんの事例で、ちょっと独創的なのというお話があったかと思うんですけども、お医者さんが話をしてくれたりというわけではなくて、治療というところでも割と弁護人の独創的なのというところがあったかと思うんですけども…。

司会者

かなり事件に個性がありますし、活動にも個性があったようではありますがけれども、要は今2番さんがおっしゃったのは、被告人と十分打合せをせずに質問しているんじゃないかと感じられたということですか。

2番

いや、恐らく打合せはしていらっしゃったんだろうなという被告人と弁護人の距離の近さみたいなものは感じたんですけども、準備の段階で被告人もそのことに果たして同意していたのかなというような、きっと被告人も初めての経験なので、情状証人でお父様も出ていらして、被告人も情状証人も初めての経験で、国選の弁護人に言われることをそのまま検討する余裕もないままに、もしかしたら受けてしまって、いざ公判廷の場ですごくプライベートな性的なことをこういう場で言わなければいけないんだということを、多分その場に立って初めて被告人もそれは恥ずかしいということを実感したのだろうなという感じで、しかもその内容が、ああ、そうか、それならば、ちょっと刑を軽くしようというところに全くつながらない内容が延々と続いてしまって、これは一体、今何が行われているのかなというような、何のためにこの弁護人の質問が今ここで行われているのかなということがすごく疑問でした。

司会者

それでは、一連の証拠調べを踏まえて評議にスムーズに入れたか、皆さんが意見をきちんとおっしゃることができたかどうかという点をちょっと伺いたいと思います。

まず、事実関係が複雑で争いのあった5番さんの事件ですけれども、審理期間もそこそこ長くなって評議を始めるまでの間には相当数の人の話を聞いておられたと思うのですが、その上で評議できちんと自分の意見をお述べになることが、要するに、容易だったかどうかという点はいかがですか。

5番

評議の場では、一人ずつ意見を述べる場を設けていただいたので、しっかり述べることができました。評議をするに当たって、これまでの審理を振り返りながら、ホワイトボードで裁判官の方々が細かく時系列順で説明していただいたので、より頭に入りやすかったです。また、評議の場では大変和やかで、ちょっと間違ってしまった意見かなと思っても、それを話してもまた全く真っ向から違うと言われるのではなくて、穏やかにまた説明していただいたので、何でも言えるような状態で、皆さん話しやすそうに話をされました。

司会者

一つ伺いたいのは、要するに証拠調べを聞いている間は分からなかったけれども、評議が始まって裁判官が説明してくれて初めて分かったみたいな局面があったかどうかということなのですが、いかがですか。

5 番

その局面はあります。裁判の中では毎日、被告人A、B、C、Dと4人の方がいらっしゃって、事件は基本的には同じなんですけれども、皆さんの行動が全く違っていたので、本当に現場で指示していた人が実は違って、陰で主犯格がいたりとか、そういうことだったので、最初は大変分かりにくかったです。

司会者

そうすると、評議に入って大分頭が整理できたという感じなんですか。証拠調べで毎日いろいろな人の話を聞いて、ちょっとずつ違う話をしますよね。

5 番

はい、そうですね。そういうところもありました。毎日資料を朝行って読んで、また今日始まるという感じなんですけれども、おとといの部分はちょっと忘れてしまっていたりしたので、それを読み返し読み返し徐々に頭の中に入れながら、審理の場では何となく分かりながら、でも、やはり評議の場

で一番細かく分かったと思います。

司会者

分かりました。あと、3番さんは、要するに嬰兒殺というものがどうして割と軽い方での量刑がされているのかとか、そういう本質的なところについて、十分に議論できた実感がなかったようにも伺えましたけれども、その点はいかがでしょうか。

3番

その件もあるんですけども、それより以前に、これは私自身が裁判長に質問したことなんですけれども、一体我々が懲役何年という結論を出した後、本人はどういうふうになるのか、要するに刑務所で何をするのかということ、そしてそれを刑務所で何年やればいいのかと決めるわけですから、一体どういう内容の生活を強いられることになるのかということをお聞きしたわけなんです。というのが、今回の場合の先ほど言った被告人というのは、何というんですかね、非常に社会的な成長が遅いといいますか、全く計画性のない、流れに流されて妊娠しちゃって出産しちゃうというような、そういうような女性だったので、一つの雰囲気としては、どうしたらこの人がまともな社会に復帰できるのだろうかという意識があったことは非常に強かったと思います。そういう観点から、要するに刑務所に入れて、入れれば入れるほどふさわしい人間になって戻ってきてくれるのかという、その辺のことがちょっと心配で聞いたところ、やはり刑務所というのは基本的には労働させて、ある種のスキルは身に付けるかもしれないけれども、どちらかというとな教育的なカリキュラムというのは薄いんだというようなことをお聞きして、我々は何か刑務の中身に教育的な社会復帰を力づけるような何かそういうような時間とかチャンスというようなものがあればなという期待を持っていたんですけども、裁判長の御説明では残念ながらその辺は余り配慮されていないと思われましてというようなことで、裁判所としては懲役何年という数字を出せば

もうそれで裁判所の仕事は終わりなのかもしれませんが、一体その人がその後どうなって、どう社会に戻ってくるかまで見る立場の人というのが本当にどこかにいるのかをお聞きしたところ、弁護人は地裁の判決が出ればそれでひとまずおしまいですというようなことも聞きましたし、そういう意味で先ほどの福祉士の方がかろうじて見ていただけるのかもしれないですけども、何か裁判として判決として数字を出しちゃえばそれでおしまいというのに非常に何か満たされないものを正直一つ感じました。それは要するに懲役という中に、刑務所の中に何か教育的なカリキュラムみたいなものというのがもうちょっとあってもいいんじゃないかなというのが、裁判長からの御説明を受けた後、私が感じたことで、その辺のことは裁判所の仕事でもないんでしょうし、だけどやはり裁判所と刑務所とを総合して何か流れを見て、そういう何かがあってもいいんじゃないかなという気がしたんですけども、その辺のことはちょっと私も、既にあるのかもしれませんが、私だけが知らないのかもしれませんが、ちょっと議論していく中で非常に大きな問題になりました。

それからもう一つ、先ほど申し上げたことですが、幼児殺というのがほかの殺人に比べて量刑が低いというのは、分かるようで分からない問題でした。それは議論しませんでした。ただ、幼児殺は過去の判例から見るとこうなっていますよということを、凶は先ほど検察が出したと言いましたけれども、弁護人も出しました。それから評議の中でもっと詳しい幅を広げた資料も裁判官の方から見せていただきました。ただ、どうして幼児殺がこの程度なのよということについての議論は、残念ながら時間的なこともあって、私も非常にその辺は意見を交わしたかったんですけども、提案もしないし、流れに従ってその中からどの辺に位置付けるかというような議論をした次第です。一言申し上げるなら、私は私なりに相当悩んで、幼児殺という要するに殺人、人の命というものの重さ、あるいはそれに違いがあるのか、20歳

の人，40歳の人，何が違うんだろうかということ考えたときに，いろいろなファクターがあると思うんですけども，私が一つそこで自分自身を納得させたというか，一つの基準として考えたのは，その人が自分の人生に対して抱いている期待度みたいなものの大きさというのが一つ何か命の重さにあるのかなというような気がして，嬰兒の場合と幼児の場合，要するに小学生の場合とか，あるいは介護中の老人の場合とか，そういうものを比較したときに，何かやはり判決に反映させる差がある。その一つの要因は，被害者自身が自分自身の人生に対して抱いている期待度みたいな大きさがやはり反映された結果として，そういうようなばらつきになった表ができるかなというような気がして，私はそういう一つの自分自身の物差しを作った上で，その表をそれなりに納得しようと思いました。

司会者

どうもありがとうございます。1番さんは，評議で自由に発言し議論ができたという実感をお持ちでしょうか。

1番

はい。評議の間ではそれぞれ自分の思う意見というものをそれぞれ言い合おうですね。そうしていくと，自分の主観で物を考えていますから，それぞれ思う立場によって思われることが全然違うんだということをまず認識したことと，結果的に量刑というのが徐々に狭まってきてというか，いい地点に行くというのを実感しまして，大変スムーズでした。そのときにやはり裁判長さん，裁判官の御意見も，すごく，ああ，そうかと思うこともありました。ですから，量刑を決めるという大変な難しいことがあって直面したわけなんですけれども，スムーズにそのことをやはり説明があって，お互いに納得をしながら進めていくということができたように思います。

司会者

ちょっと順番飛ばしますけれども，6番さん，ちょっと余りなじみのない

犯罪類型ですよ、薬物事犯ということで。そういう中で意見を形成するのは難しかったかなという気もするんですが、その点いかがですか。

6 番

量刑を決めるに当たって、述べられた証拠ですとか証人の発言内容ですとか被告人自身の発言内容を加味して、まずは評議の時間が始まってすぐ裁判長から一人ずつ意見を問われて、それぞれ思っている意見をお伝えした上で、ただ、こういう人の量刑を決めるというのは初の体験だろうから、きっとその基準がよく分からないだろうからとおっしゃってくださって、検察官側から出た資料なども見ながら、裁判所がずっと積み重ねている過去の判例データの中から、同じような条件で検索を掛けると大体こういう内容でこのぐらいの量刑が出ていますというようなことを説明してくださって、大体の量刑を判断するという基準を私たちは得られたような気がします。なので、そういった資料を拝見する前と拝見した後では自分の考えた量刑の年数がちょっと違っておりましたけれども、それでいいよと裁判長はおっしゃってくださって。評議の場で一番私が印象的に思ったのが、裁判長の1票の重みと裁判員の1票の重みが同じであったということです。私たち何の知識もない一般市民の声も均等にその中に加味してくださるんだということにおいて、裁判員という責務の重さを感じたように思いました。

司会者

どうもありがとうございます。では、7番さん、8番さんの順にお願いします。

7 番

評議の時間は十分に、1日ちょっとありましたので、十分話し合うことができました。過去のデータ等々を見ながら説明していただきながらというところで、最終的にどうするかといったときには1回で意見を定めるわけじゃなくて、まずは一人一人が言いたいことを言って、データを見て、それでみ

んなの意見を聞きながら最終的に詰めていったというような状況です。1票の重さというのも、しっかり説明を受けましたし、好きなことを言っても誰も否定もしなければというところでスムーズにいったのかなというふうに思っています。最終的には、みんな納得した形で決めることができたというふうを考えております。

司会者

8番さんはいかがですか。

8番

私も7番さんと同じで、すごくみんな活発な意見をされていました。補充裁判員の方を入れて8人で、何というんでしょう、すごく裁判官の方々が優しかったというか、進行がうまかったということもあるんですけども、本当にとんでもない意見とかもばんばん言って、すごく活発な議論はできたんじゃないかなと思います。ただ、最終的な一言は裁判長だったんですよね。要は、裁判長が指摘したその視点というのがやはり一番的確なところだったので、やはりそういうのを見ると何か逆に自分たちの素人っぽさが実感されちゃって嫌だったなというのがあります。

司会者

どうもありがとうございます。あとは先ほどから種々話題になっている2番さん、4番さんですが、評議、意見が言いやすかったかどうか、ちゃんと納得して議論ができたかという点でおっしゃっていただけますか。

4番

私は事件の映像を見たときにすごい衝撃を受けて、思い出ただけでも気持ち悪くなるぐらいだったんですけども、何かほかのもっと重たい事件の人たちは、どういう気持ちで評議をされているのかなということが気になりました。今も思い出してもちょっと気持ち悪いです。

司会者

防犯カメラ映像が残っていたんですか。

4 番

はい。大したことはないのかもしれないんですけども、そういうのを見るのが初めてだったので、ちょっと今でも思い出すと気持ちが悪いです。それで、そういうのも加味してフォローしてくださって、難しいことはちゃんといろいろと分かりやすく説明して下さったり、図を見せてくださって、最終的にはしっかりと意見を述べられるようになって、自分自身も納得した結論が出せるようになったのでよかったんですけども、何かそういう映像とかはもうちょっと配慮してもいいのかなというのは思っています。

司会者

実際の事件の生々しい映像，本当に起きた事件の映像だというところで結構インパクトが強かったということですかね。

4 番

今でも思い出すとちょっと…。

司会者

分かりました。では，2 番さん，お願いします。

2 番

終始裁判官の方が今回は財産犯，強盗致傷として裁かなければいけないということをおっしゃってくださったことに関してはすごく納得しました。先ほどビデオの件でショックを受けられたとおっしゃって，私ももちろんすごくショックなんですけれども，その一方で，あれがわいせつ性がないということの，わいせつ性よりも窃盗の要素が強いということを証明するビデオとしては，これは強制わいせつではなくて窃盗なんだという，強盗なんだということ説得づけるビデオとしてはすごくよかったです。私としてはもちろん嫌なビデオでしたけれども，納得することができました。量刑に関しては十分意見は述べたんですけども，今回，評議とはまたちょっと別の観点で

はあるんですが、もしあそこで被告人にわいせつ性があったら強制わいせつだったら、もしかしたら3件で量刑が軽くなっていたのかなというところが、私の中で、今でもちょっともやもや。見せていただいたグラフで、強制わいせつで大体二、三回だとこんな感じというのと、強盗致傷で二、三回だとこういう感じというのと、これってやはり財産犯の方が重いんだよねというところで、もう法定されてるから仕方がないとはいえ、あそこで更にわいせつ性があったら、被害感情としてはわいせつ性が強い方がちょっとつらいなというところが今でもちょっともやもやとしております。ただ、それに関してもきちんと説明していただいたので、全員納得の上での量刑判断に至ったことには感謝しております。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、時間が参りましたのでここで終了させていただきたいと思えます。皆様、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。我々としても今後の参考として裁判員制度そのものの質の向上に努めてまいりたいと思えます。本日は御協力ありがとうございました。

以 上